

3-2 銃器等所持許可の要件と審査の在り方

3-2-1 銃器を所持する為の免許証/許可書の入手方法、入手手順

ドイツにおける銃器取得プロセスは、以下のとおりである。

- ① 所持許可の有資格者は、欠格事由に該当しないこと。
- ② 銃器所持を希望する者は、所轄官庁（市町村の役所又は公安）¹³⁵に銃器使用許可証の申請を行う。申請の際に必要な書類などは、銃器使用許可証申請書、手数料、身分証明書／パスポート、目的に応じた必要書類（スポーツ射撃、狩猟、相続財産、収集、自己防衛）、個人の適格性に懸念がある者及び満 25 歳に達していない者が、初めて銃器を購入・所持する際は、専門医の精神鑑定士による診断書¹³⁶の提出が必須である。

銃器使用許可証申請の際の目的別必要書類

- スポーツ射撃：公認を受けた狩猟団体の発行する許可証、専門知識証明書、12 か月以上射撃訓練を行っていることを証明する書類
- 狩猟：有効な狩猟許可証
- 相続財産：相続証明書、相続放棄説明書
- 収集：専門知識証明書、銃器収集の目的及び収集の文化・歴史的な意義に関する証明書
- 自己防衛：一般的に見て生命の危機に晒されており、銃器を所有することによってその危険性が軽減されることが証明可能なもの

- ③ 申請者は認定を受けた施設において講習会に参加する。
- ④ 申請者は学科試験・実技試験を受験する。
なお、学科試験・実技試験とも難易度を高くしているが、これにより容易に銃器を所持させないようにしている¹³⁷。
- ⑤ 申請者が試験に合格すれば、所轄官庁は銃器使用許可証を発行する。
- ⑥ 購入希望者は、銃砲店より銃器を購入する。その際の必要書類は銃器購入申請書である。購入者は、購入から 2 週間以内に所轄官庁に銃器の購入を届け出る。購入後の届出は、厳格に実施されていない可能性がある¹³⁸。購入後登録のための必要書類は、銃器使用許可証及び氏名・住所の確認ができる書類である。

狩猟者は銃器を所持するために狩猟免許を取得しなければならない。狩猟免許を取得し

¹³⁵ ドイツ心理学アカデミーヒアリング

¹³⁶ 同上

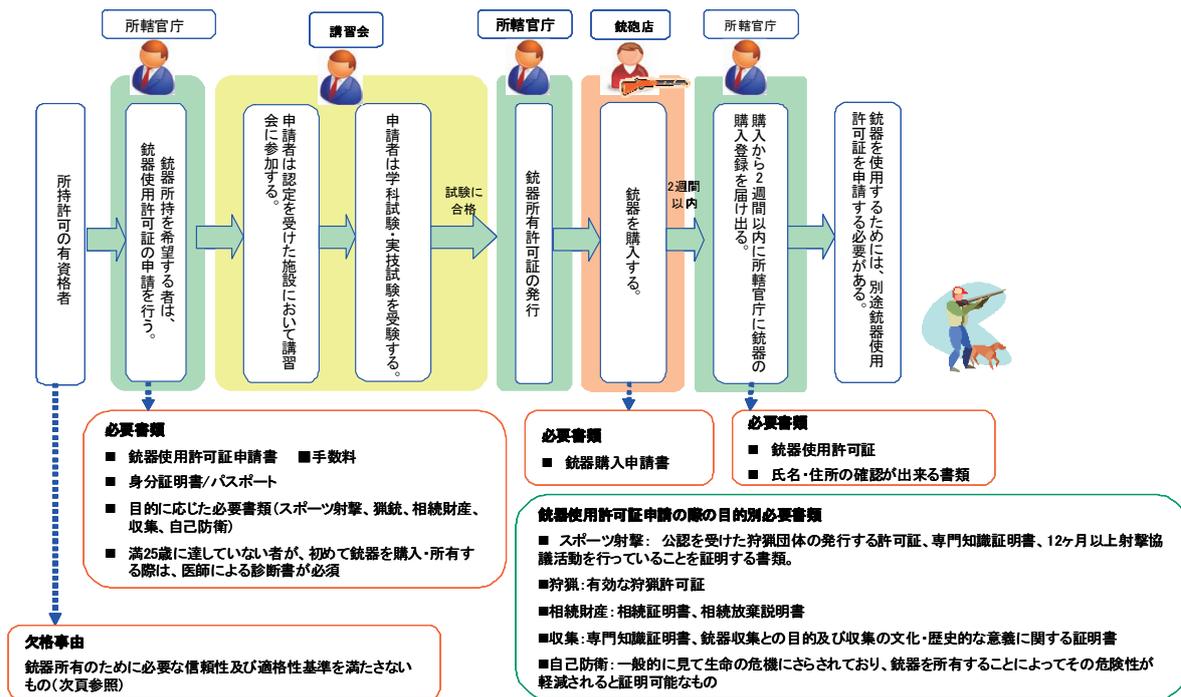
¹³⁷ デュッセルドルフ保険局ヒアリング

¹³⁸ 同上

た狩猟者は長銃及び 2 丁の短銃を所持することができる。長銃の所持数に関する規定はなく、希望する数を所持することが可能である。

狩猟者は、狩猟免許を獲得するまでに少なくとも 1 年以上狩猟に関する教育を受けなければならない外、難易度の高い国家試験に合格しなければならない。そのため、狩猟者については、狩猟免許を取得した時点で適格性を有していると判断されることから、専門医による診断書の提出は不要とされている¹³⁹。

ドイツにおける銃器取得プロセス



¹³⁹ ノルトラインヴェストファーレン州内務省

銃器の所持を希望する者は、所轄官庁に、銃器使用許可申請書を提出する。申請書に記すべき主な内容は、許可を得る銃器の種類、購入予定の銃器・実包、12 か月の訓練回数、銃器・実包の保管方法、許可申請理由及び保険加入などである。所轄官庁が特に注目するのは、許可申請理由であり、その理由が不明確な場合は、申請内容が疑わしいものとして、精神鑑定を要求することがある。

銃器使用許可証申請書のサンプル

1. Antragsteller/in
 Familienname, Ggf. Geburtsname, Vorname
 Geburtsdatum (TT.MM.JJJJ), Geburtsort, Staatsangehörigkeit
 Familienstand: ledig verheiratet in eingetragener Lebenspartnerschaft geschieden verwitwet getrennt lebend
 seit Datum (TT.MM.JJJJ)
 Beruf, Name der Mutter
 Straße, Hausnummer, PLZ, Ort
 Telefon (Angabe freiwillig), Fax (Angabe freiwillig), E-Mail (Angabe freiwillig)

2. Ehegatte/Ehegattin
 Familienname, Ggf. Geburtsname, Vorname

3. Anschriften innerhalb der letzten fünf Jahre (nur sofern abweichend von Nr. 1)
 Zeitraum von bis, Straße, Hausnummer, PLZ, Ort

4. Legitimation
 Nachweis der Personalien durch Reisepass Personalausweis
 Nummer, Ausstellungdatum, Name der Ausstellungsbehörde
 Straße, Hausnummer, PLZ, Ort

5. Waffenrechtliche Erlaubnis
 Wurde bereits eine waffenrechtliche Erlaubnis erteilt?
 nein ja
 Art, Ausstellungsdatum, Nummer
 Name der Erlaubnisbehörde, Straße, Hausnummer, PLZ, Ort

6. Bereits vorhandene Schusswaffen
 Tabelle mit Spalten: Lfd. Nr., Art der Schusswaffe, Kaliber (mm), Hersteller, Herstellungsnummer

7. Beabsichtigter Waffen-/Munitionserwerb
 Tabelle mit Spalten: Lfd. Nr., Art der Schusswaffe, Kaliber (mm), Hersteller

8.1 Sachkundeprüfung
 Haben Sie die Sachkundeprüfung abgelegt bzw. sind Sie davon freigestellt worden?
 nein ja (Nachweis nach § 14 Abs. 4 WaffG)

8.2 Handhabung der Waffe
 Wie/Wodurch haben Sie die Handhabung der Waffe erlernt?

8.3 Nachweis von Schießleistungen
 Können Sie Schießleistungen in den letzten 12 Monaten nachweisen (z.B. durch eine Kopie der Schießklade)?
 nein ja, folgende

銃器使用許可証申請書のサンプル (続き)

9. Aufbewahrung von Schusswaffe/Munition

銃器・実包の保管方法

10. Begründung des Antrags (insbesondere, weshalb erwerbsscheinfreie Schusswaffen und Munition i.S.v. Anlage 2 Abschnitt 2 Unterabschnitt 2 Ziff. 1.1 bis 1.12 nicht ausreichen)

Die Schusswaffe/Munition wird aufgrund der Mitgliedschaft in einem Schützenverein/Landesverband benötigt (Bescheinigung liegt bei)

Begründung (ggf. weiteres Blatt benutzen)

申請理由を詳しく記述すること

銃器使用許可証あるいは射撃許可を申請する際に、賠償責任として人的・物的損害用に一括で100万ユーロの保険に加入しているか

11. Zusätzliche Angaben bei der Beantragung eines Waffenscheines!

Haben Sie eine Haftpflichtversicherung für Personen- und Sachschäden mit einer Deckungssumme von mindestens 1.000.000.€ für den privaten Gebrauch abgeschlossen? ja (Nachweis liegt bei) nein

Soll der Waffenschein mit dem Zusatz ausgestellt werden, dass er auch für andere zuverlässige, sachkundige und körperlich geeignete Personen gilt, die aufgrund ihres Arbeitsverhältnisses die Schusswaffe nach den Weisungen des Erlaubnisinhabers/der Erlaubnisinhaberin führen (§ 28 Abs. 3 WaffG)? ja nein

12. Ergänzungen

信頼性があり、専門知識を有する第三者に銃器の使用許可を認めるか

Mit freundlichen Grüßen

Ort, Datum Wiesloch, den	Unterschrift	Anlagen
--------------------------------	--------------	---------

Formular speichern Formular drucken Alle Eingaben löschen

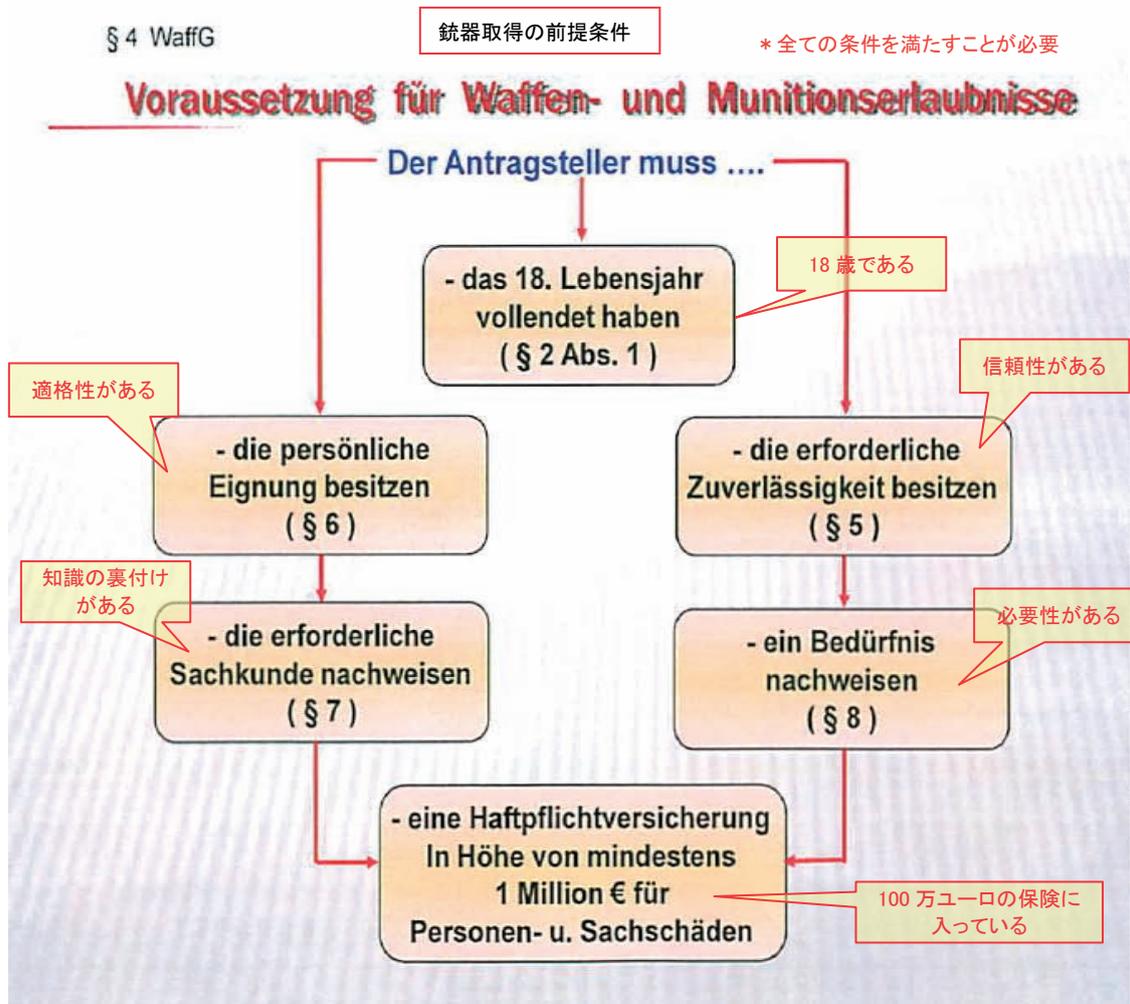
3-2-2 銃器所持許可の条件

銃器使用許可証を発行する際、申請者が以下の全てに該当することが前提となる¹⁴⁰。

- 満 18 歳であること。
- 必要な信頼性と個人的な適格性があること。
- 必要な専門知識の裏付けがあること。
- 銃器の所持が必要であるという裏付けがあること。
- 銃器使用許可証あるいは射撃許可を申請する際に、賠償責任として人的・物的損害用一括で 100 万ユーロの保険に加入していることが証明できること。

新しい居住地での銃器申請は、ある程度の期間居住した後でなければ許可されない。居住を始めたばかりの時点では、近隣住民などから、情報が入手できないためである¹⁴¹。

銃器所持許可の条件¹⁴²



¹⁴⁰ 武器法(WaffG)第4条(1)

¹⁴¹ デュッセルドルフ保険局ヒアリング

¹⁴² 同上

3-2-3 欠格事項の規定

(1) 銃器使用許可証取得に係る欠格事由（信頼性）

以下の人物は必要な信頼性を持ち合わせていないと判断される¹⁴³。

- 犯罪行為で有罪判決が確定している者
- その他の故意の犯罪行為により最低1年の実刑、最後に有罪判決が確定して以降10年が経過していない者
- 銃器あるいは実包類が悪用されるか、軽率に使用されると考えられる者
- 銃器あるいは実包類を慎重に、又は適正に取り扱わない、若しくは慎重に保管しないと考えられる者
- 銃器あるいは実包類を、実際に暴力を行使する可能性のある者に貸与する恐れがあると考えられる者
- 結社法に則り、組織としての存在が明らかに禁止されている、又は結社法により、明らかに活動が禁じられている団体のメンバーであるため、若しくは過去において連邦憲法裁判所が、連邦憲法裁判所法第46条に基づき、憲法違反と確定した政党のメンバーであったことがあり、メンバーを辞めてから、10年が経過していない者
- 個人又は団体の一員として以下の活動を支持している、又は、この5年の間に支持した者
 - ・ 憲法上の秩序に反する動き
 - ・ 国際間の協調の考え、特に民族の平和的共存に反対する動き
 - ・ 暴力の行使又は、暴力のための準備行為によってドイツ連邦の外交関係を危険にさらす動き
- この5年間に、1回以上暴力行為のために、裁判所の承認を得て警察の予防措置として拘留されたことのある者
- 以下の犯罪について、自由刑、少年刑、最低日割り金額60日の罰金刑又は、最低2回少額の罰金刑が確定している者、若しくは、少年刑の執行が中止された場合、最後の判決が確定してから、まだ、5年が過ぎていない者
 - ・ 故意の犯罪
 - ・ 銃器・実包あるいは爆発する可能性のある危険物の取り扱いを伴う過失犯罪
 - ・ 公共の安全を害する過失犯罪
 - ・ 武器法、戦争兵器の管理に関する法、爆発物法あるいは連邦狩猟法による犯罪行為

¹⁴³ 武器法(WaffG)第5条

(2) 銃器使用許可証取得に係る適格性審査¹⁴⁴

以下の人物は必要な適格性を持ち合わせていないと判断される。

- 行為能力がない場合
- アルコール又は他の麻薬類に依存している、精神疾患若しくは知的障害がある場合
- 申請人が置かれている環境により銃器又は実包類を慎重にあるいは適切に扱えない、あるいは銃器を丁寧に保管することができない、他者又は本人を危険にさらす具体的な危険がある場合

飲酒運転で、血液内アルコール濃度 1.5‰以上とされた者は、基本的にアルコール中毒者とみられ、銃器所持に関わる適格性については疑問があると判断される。

例) 申請者が過去に飲酒運転で検挙されたことがあった。その際の血中アルコール濃度が 1.5‰であったことから、警察では、同人が日常的に飲酒運転を行っているものと判断し、アルコール中毒である可能性が高いことから銃器使用許可証の発行を許可しなかった。

ストーカー行為や配偶者に対する暴力行為を行った者を含めた犯罪者については、警察の情報ファイルに記録されており、所轄官庁は、この情報ファイルを使用して照合作業を行い、所持の許可を与えてよいかを判断する¹⁴⁵。

市民から警察に対して情報提供があった者など(大きな声で騒ぐ、家庭内暴力を振るっている者など)市民からの通報の他にも、関連省庁から当該人物について情報が寄せられた場合は、診断書の提出を求めることがある。

(3) 銃器を所持することの必要性の証明¹⁴⁶

ドイツでは基本的に銃器を持つことは禁止されており、銃器の所持は特別なことであると認識されている。そのため、銃器使用許可証の申請を行う際は、なぜ銃器を所持する必要があるのかを明確に提示する必要がある。

銃器所持の必要性として認められるケースには以下のようなものがある。

- 射撃
- 狩猟
- 伝統行事(ドイツでは地方毎に様々な伝統行事があり、銃器が用いられるケースもある。文化継承のために銃器の使用が認められる。)
- 銃器の研究家、専門家

¹⁴⁴ 一般武器法(AWaffV)第4条(1)

¹⁴⁵ ドイツ心理学アカデミーヒアリング

¹⁴⁶ デュッセルドルフ警察ヒアリング

- 護身用・危険に直面している場合（例えば、テロリストに関する裁判を行っている判事のように脅迫を受けやすい立場にあるなど）
- 遺産相続
- 職業上必要である場合（現金輸送会社等）

デュッセルドルフ市内銃砲店

